

女川町町有宅地分譲・貸付募集のご案内



申込期間	毎月1日から15日まで（土曜日・日曜日・祝日の場合は翌開庁日まで）
受付時間	午前8時30分～午後5時15分まで
申込資格	下の条件に該当しない個人および法人 <ul style="list-style-type: none"> 不動産の売買契約締結等について、法令上の制限を受けている方 納付すべき町税などを滞納している者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する者
申込に必要な書類	①宅地申込書 ②申込者の身分証明書の写し（運転免許証など）、り災証明書の写し（該当者のみ） ③申込者及び居住予定者全員の住民票 ※法人の場合は全部事項証明書及び役員全員の身分証明書の写しまたは住民票 ④「滞納がないことの証明書」または納税証明書 ※法人の場合は納税証明書 ※個人事業主の場合は事業に関する納税状況のわかる書類 ⑤申込に係る誓約書 ⑥事業用地利用計画書及び事業計画書（事業用貸付の場合のみ）
申込方法	窓口提出又は郵送による方法
	送付先：〒986-2265 牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町役場 企画課 定住・土地利用係あて
	※申込書類は事前に役場窓口でお受け取りいただくか、または女川町公式HPからダウンロードのうえご提出ください。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、ご郵送によるお申込みも可能となっております。
宅地の詳細情報	別紙をご参照ください。 ※宅地やその用途により契約方法や手続きが異なりますので、お申込み前に必ず下記問合せ先までご確認くださいませよう お願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。
 ex「手続きの流れや引き渡しまでのスケジュールが知りたい」
 「町の補助金や支援制度が知りたい」……etc



女川町公式HPでも公開中

女川町町有宅地



宅地の利用条件等			
区分	住宅用地 (防集宅地)	住宅・事業用地	商業・工業用地
申込みが可能な宅地の数	複数可		
建物の条件	居住用建物・店舗・事務所など可 (用途地域により異なります)		居住用及び児童福祉施設等の建築不可
土地の貸付(期間)	不可	事業用に限り可 (20年)	
転売・転貸	不可		
申込条件	※同一宅地に複数の申込受付があった場合は抽選により決定します。ただし、分譲と貸付が重複した場合は分譲が優先します。		
その他条件	<ul style="list-style-type: none"> 申込受付後、町にて書類及び適性審査を行います。 宅地決定後、10万円の預り金を納付いただきます。 宅地は更地（現況有姿）にて引き渡します。 【分譲】 <ul style="list-style-type: none"> 売買代金のお支払期限は、契約締結後1か月以内となります。 所有権は売買代金全額納付した時に買受人に移転します。 所有権移転登記は町が行いますが、登録免許税は買受人負担となります。 【貸付】 <ul style="list-style-type: none"> 賃料は土地の使用目的により異なり、「賃A」は建物所有目的、「賃B」はそれ以外の使用目的の場合の適用となります。 建物所有目的で貸付を受ける場合は、借地借家法第23条に基づき、公正証書により契約書を作成します。公正証書作成費用は借主負担となります。 		

問合せ先

〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
 女川町役場 企画課 定住・土地利用係
 TEL 0225-54-3131